

社会福祉法人わらんべ会

役員報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人わらんべ会(以下『法人』という。)の役員
の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 法人の役員に対して理事長が必要と認めた業務に対してのみ報酬を
支給する。ただし、職員が理事となっている場合は支給しない。

2、支給額は、業務の内容毎に、1回10,000円を限度に、その都度支給
する。

(費用弁償)

第3条 役員が、理事会・監事会ならびにその他の会議に出席するため、ある
いは法人の業務のために出張したときは、上限50,000円の範囲で実
質負担分を弁償する。宿泊料は1泊につき交通費を含む10,000円～
50,000円の範囲で実質負担分を支給する。

2、理事会出席の費用弁償額は、交通費及び日当として1回につき3,000
円とする。

(改 正)

第4条 この規程の改正は、評議員の議決を得て改正する。

附 則

この規程は、平成29年6月13日から施行する。